

(1) 基本目標1 家族みんなで協力し合う家庭づくり

①男性の積極的家庭参画の促進

●男性の意識改革

内 容	担 当 課	平成30年度の取り組み状況	令和元年度の取り組み予定
「親の力」を学びあう参加学習型プログラム*を用いた講座を開催します。	生涯学習課	5回実施	9回実施予定
青少年育成市民会議での子育てコーチング*につながる講座を開催します。	人権多文化共生推進課	青少年育成指導者研修会において、「青少年育成を音楽療法の視点から考える」をテーマに、自分らしさを引き出すコーチングのスキルのひとつである傾聴について講習した。	2月に開催予定の青少年育成指導者研修会において、コーチングの内容も含んだ研修を実施する。
男性の側からジェンダーフリー*について考える講座を開催します。	人権多文化共生推進課	法務省委託事業 地域人権啓発活性化事業を活用し、男女共同参画をメインテーマに人権連続講座を実施した。1回目「知っておきたいハラスメント防止の基礎知識」、2回目「多様性を地域の活力に～「ちがいを「ちから」に～」、3回目「きっと毎日が楽しくなる！男の家事で家庭が変わる」	今年度2号発行する「あきたかた男女共同参画だより」において、ジェンダーフリーについて説明するコーナーを設ける。
男性の家事参画サークルを育成します。	人権多文化共生推進課	八千代人権福祉センターにおいて「男の料理教室」を開催。月に1回開催し各回8～12名参加があった。	月に1回開催し各回12名参加を目指す。

●家庭生活の充実感を高める

内 容	担 当 課	平成30年度の取り組み状況	令和元年度の取り組み予定
ブックスタート事業*により家庭内の読書活動を推進します。	生涯学習課	毎月1回実施（健康長寿課が実施する4か月児相談に合わせて実施） 144組の親子を対象に実施	毎月1回実施予定（健康長寿課が実施する4か月児相談に合わせて実施）
男性を対象とした食育や料理教室を開催します。	健康長寿課	食生活改善推進協議会による男性料理教室を各地域で開催。	食生活改善推進協議会による男性料理教室を各地域で開催。

②生涯にわたる健康づくり

内 容	担 当 課	平成30年度の取り組み状況	令和元年度の取り組み予定
乳幼児期から高齢期の各段階に応じた健康教室を開催します。	健康長寿課	健康あきたかた21計画（第2次）に基づき、各段階に応じた健康教室を実施。	健康あきたかた21計画（第2次）に基づき、各段階に応じた健康教室を実施。
乳がん・子宮がんの健診体制を整備し、健診結果のフォローアップ*体制を強化します。	健康長寿課	乳がんと子宮頸がん検診の受診率が低い年代に、個別医療機関での受診勧奨を個別に実施。	乳がんの個別検診（対象：40歳～69歳）と、子宮頸がん個別検診（対象：20歳～69歳）を実施し、受診率向上に努める。吉田総合病院の人間ドック健診を受診希望の女性に案内を同封するとともに、広報での受診勧奨を実施する。
安心して妊娠・出産ができ、すべての子どもが健やかに育つよう、妊娠期から思春期まで切れ目のない支援をします。	健康長寿課	安心して出産でき、母子とその家族に対して、継続した支援を実施。ハイリスク妊婦や育児不安の強い家庭には、個別に必要な応じた支援を実施。産後、2か月までに、全ての赤ちゃんの家庭を訪問し、健やかな発育を促すとともに、母子の健康状況の確認を行い、虐待防止にも努めた。また、毎月、乳幼児健診や育児相談会を実施し、感染症予防のため、予防接種の接種勧奨を行った。	不妊治療助成では、特定不妊治療費（体外受精・顕微授精）助成に加え、不妊検査・一般不妊治療費に対する助成も新規で開始する。また、新規事業として、産婦健康診査の受診票を交付し、経済的支援を行うとともに、産後のうつの早期発見・早期支援につなげ、産後うつ等支援が必要な場合には、保健師、助産師等の訪問など、産後ケア事業も新たに実施する。妊娠届出時より、支援の必要な特定妊婦をスクリーニングし、必要に応じた個別支援を行い、乳幼児健診や育児相談会を通じて、発達に応じた指導を行う。また、感染症予防のため、予防接種の接種勧奨を行う。

③困難を抱えた人が守られる環境づくり

内 容	担 当 課	平成30年度の取り組み状況	令和元年度の取り組み予定
介護保険による介護サービスの充実及び利用を促進します。	保険医療課	介護負担による離職を防ぎ、仕事と介護の両立が可能となるよう、介護保険制度利用について市民への啓発等を行った。	前年度同様の啓発活動に加えて、特別養護老人ホーム入所への長期間の待機解消のため、第7期介護保険事業計画に基づく30床の定員増を進める。
住み慣れた地域や自宅で自分らしい生活を継続するため、転倒防止・認知症予防・健康づくりを推進し、健康寿命の延伸を図ることを目的とした介護予防教室などを開催します。	健康長寿課	介護予防教室や介護予防講演会等により、普及啓発及び介護予防への自主的な取組みを推進した。住み慣れた地域での生活が継続できるよう、認知症予防や住民主体の介護予防への取組み支援を実施。	各町老人大学との共催による介護予防講演会及び、42会場において週1回又は隔週のげんき教室(介護予防教室)を開催し、介護予防の普及啓発と自主的な取組みを推進します。
高齢者が在宅で生活するために必要な生活支援サービスを充実します。	健康長寿課	配食サービスや介護用品支給事業等、在宅生活を継続するために必要なサービス提供に努めました。	配食サービス等、高齢者が在宅で生活するために必要なサービスの適宜・適切な提供を進めます。
障害者基幹相談支援センターを中心とする相談支援体制の構築により、障害種別、年齢、性別を問わない総合的な相談支援を実施し、障害児・者やその家族等に対する支援の充実を図ります。	社会福祉課	平成26年6月に開設した障害者基幹相談支援センターの周知が図られ、他の2相談支援事業所とともに相談支援体制が充実した。障害種別、年齢、性別を問わない総合的な相談支援を実施することができた。年間4,434件の相談に応じ、必要なサービスや機関へ繋いだり、また、直接支援を行った。相談支援員のスキルアップの為、定期的な連絡介護を開催した。	引き続き、障害種別、年齢、性別を問わない総合的な相談支援を実施する。障害種別、年齢、性別を問わない総合的な相談支援を実施する。定期的な相談支援連絡会議を開催し、相談員のスキルアップや情報共有を図り、さらなる相談支援体制の強化を図っていく。また、新規に地域生活支援システムの運用を開始することにより関係機関との連携を密にし、相談支援の強化を図る。
低所得者に対して性別に関わりなく人としての尊厳が保たれるよう相談に対応し、最低生活の保障と自立支援に取り組みます。	社会福祉課	低所得者等生活困窮されている方からの相談に対して、個々のプライバシーに配慮し、相談内容に応じた懇切丁寧な対応に取り組んだ。また、制度内容や他法他施策活用についての説明や助言は、相談者が正しく理解されるよう十分説明を行い、最低生活の保障と必要な支援を行うことができた。	昨年同様、生活困窮者等からの相談に対して、個々のプライバシーに配慮し、相談内容に応じた丁寧な説明と、関係機関と連携を行う。また、生活保護をはじめとした各種制度の内容や、他法他施策の活用について、相談者が正しく理解されるよう丁寧に説明し、最低生活の保障と必要な支援を行う。
子育て世帯や重度心身障害者、ひとり親家庭に対する医療費の一部助成を行うとともに制度の周知に取り組めます。	保険医療課	医療費の経済的負担の軽減と、疾病の早期発見、早期治療を促進するため、医療費の一部助成を行った。	前年度同様、医療費の経済的負担の軽減と、疾病の早期発見、早期治療を促進するため、医療費の一部助成を行う。併せて、制度について広報誌等により市民への周知を図る。
女性に対する暴力の発生を防ぐ安心・安全なまちづくりを推進します。また、DV 被害者が相談しやすい環境の整備や、専門相談員の育成・資質向上、被害者の社会復帰に向けた支援の充実に関係機関と連携し、取り組めます。	危機管理課	県警からの派遣職員を主幹として配置し、市民が気軽に相談できる環境を作るとともに、相談があった際には、適切な助言を行うこととしています。平成30年度についてはDV等の相談はありませんでした。	引き続き県警からの派遣職員を配置し、市民が気軽に相談できる環境を作るとともに、相談があった際には、適切な助言を行います。状況に応じて、女性警官や市福祉部局の女性職員と連携をとって対応します。
外国籍市民が、言葉や生活習慣の違いから生じる課題を解決できるよう、多言語での情報提供や相談事業など、多文化共生のまちづくりを推進します。	人権多文化共生推進課	非常勤職員として多文化共生相談員、推進員、通訳翻訳員を配置し、日常的に対応しています。	非常勤職員として多文化共生相談員、推進員、通訳翻訳員を配置し、日常的に対応する。
市民が人権尊重の意識を高め、互いに人として尊重し合う社会づくりに向け、人権教育・啓発を推進します。	学校教育課・生涯学習課・人権多文化共生推進課	・市内小中学校の教職員で構成する安芸高田市推進人権教育部会において、研修会を実施(6月13日 11月16日)(学校教育課) ・親の力を学びあう学習プログラムにおいて、人権教育を取り入れたプログラム「きもちかんじる☆クリスマス会」開催(生涯学習課) ・講演会、講座など計57回開催し、延べ3,276人がそれぞれのニーズに応じものに参加しました。(人権多文化共生推進課・人権会館)	・市内小中学校の教職員で構成する安芸高田市推進人権教育部会において、研修会を実施(学校教育課) ・人権教育を取り入れた親の力を学びあう学習プログラムを実施予定(1回)(生涯学習課) ・講演会、講座など計50回以上開催し、延べ3,000人以上の参加をめざします。(人権多文化共生推進課・人権会館)

(2) 基本目標2 多様な働き方を選べる職場づくり

①ワークライフバランスの環境づくり

内 容	担 当 課	平成30年度の取り組み状況	令和元年度の取り組み予定
「働き方改革推進・働く女性応援会議ひろしま」と連携して、積極的にワークライフバランスに取り組む企業の事例紹介や多様な働き方などのセミナーへの参加、イクボス同盟ひろしま*を通じた育児・介護休業などの取得促進など、誰もが働きやすい職場環境の整備について事業所への啓発を推進します。	人権多文化共生推進課	商工観光課と連携して「働き方改革推進・働く女性応援会議ひろしま」からの情報を積極的に工業会・商工会に提供した。	商工観光課と連携して「働き方改革推進・働く女性応援会議ひろしま」からの情報を積極的に工業会・商工会に提供する。
仕事も生活も重視する「働き方」と「休み方」の普及啓発などの取り組みにより、長時間労働の是正と休暇取得の促進を図ります。	人権多文化共生推進課 総務課 学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校における時間外の留守番電話対応の開始（学校教育課）</li> <li>・夏季休業中の学校閉庁日を設定(8/13～15)（学校教育課）</li> <li>・甲田中学校(軟式野球部)、高宮中学校(柔道部)へ、部活動指導員を2名非常勤職員として配置(学校教育課)</li> <li>・部活動休養日の設定(平日1日と週休日の土日いずれかを休みとする)(学校教育課)</li> <li>・教育委員会の一斉退庁日を第2水曜日に定めるとともに、月1回各課で一斉退庁日を設定(教育総務課)</li> <li>・月1回職員一斉退校日を設定（学校教育課）</li> <li>・上半期：ワークライフバランス推進強化月間として、平成30年7月1日から9月30日までの期間、取り組みを実施。（総務課）</li> <li>・法務省委託事業人権連続講座において、「多様性を地域の活力に」というテーマで講演会を開催し、「働き方」「休み方」について考える機会を設けた。また、あきたかた男女共同参画だより第4号において講演内容を周知した。（人権多文化共生推進課）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校における時間外の留守番電話対応の継続（学校教育課）</li> <li>・夏季休業中の学校閉庁日を設定(8/13～15)（学校教育課）</li> <li>・部活動指導員(非常勤職員)を3名に配置拡大(学校教育課)</li> <li>・部活動休養日の設定(平日1日と週休日の土日いずれかを休みとする)(学校教育課)</li> <li>・教育委員会の一斉退庁日を第2水曜日に定めるとともに、月1回各課で一斉退庁日を設定(教育総務課)</li> <li>・職員一斉退校日を週1回(月4回)に目標設定（学校教育課）</li> <li>・年休取得目標を年10日以上に設定(学校教育課)</li> <li>・ワークライフバランス推進強化月間として、令和元年7月1日から9月30日までの期間、取り組みを実施予定。（総務課）</li> <li>・あきたかた男女共同参画だよりにおいて、「働き方」「休み方」などワークライフバランスについて取り上げる。（人権多文化共生推進課）</li> </ul>
育児・介護休業法、介護保険法などの周知を図るとともに、各事業所の次世代育成支援対策推進法*に基づく一般事業主行動計画の策定・実施を促進します。	人権多文化共生推進課 総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上半期：ワークライフバランス推進強化月間として、平成30年7月1日から9月30日までの期間、取り組みを実施。（総務課）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワークライフバランス推進強化月間として、令和元年7月1日から9月30日までの期間、取り組みを実施予定。（総務課）</li> </ul>
長時間労働の削減等の働き方改革に向け、夏の時期に「朝型勤務」や「フレックスタイム制*」を検討し、夕方早くに職場を出るといった生活スタイルに変えていく国民運動「ゆう活（夏の生活スタイル変革）」を検討します。	総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上半期：ワークライフバランス推進強化月間として、平成30年7月1日から9月30日までの期間、取り組みを実施。（総務課）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワークライフバランス推進強化月間として、令和元年7月1日から9月30日までの期間、取り組みを実施予定。（総務課）</li> </ul>

②個性と能力を発揮できる環境づくり

内 容	担 当 課	平成30年度の取り組み状況	令和元年度の取り組み予定
在宅ワークなどの多様な働き方の提案を行って就労機会の充実を図ります。	商工観光課	・国・県等関係機関からの情報を市民へ発信した。	平成30年度と同様に取り組む。
ハローワーク、安芸高田市商工会等の関係機関と連携を図りながら、子育て中や子育て後の女性がその能力を発揮できる就職活動を支える環境をつくります。	商工観光課 人権多文化共生推進課	・国・県等関係機関からの情報を市民へ発信した。（商工観光課） 女性の能力を発揮する機会の提供を目的のひとつとして、起業支援補助事業を推進した。（商工観光課） ・広島県と共催し「女性の就職総合支援事業」わーくわくママサポートコーナー出張相談会を開催した。（人権多文化共生推進課）	平成30年度と同様に取り組む。
雇用の場におけるセクシャルハラスメントやパワーハラスメント*、マタニティハラスメント*の防止対策を推進します。	人権多文化共生推進課	・法務省委託事業人権連続講座において、「知っておきたいハラスメント防止の基礎知識」というテーマで講演会を開催し、主にセクシャルハラスメント防止について研修機会を設けた。あきたかた男女共同参画だよりにおいても第3号において講演内容を周知した。（人権多文化共生推進課）	・国・県等関係機関からの情報を市民へ発信する。
市役所内の管理職登用など女性職員の活躍に向け、女性職員を対象とした研修を実施します。	総務課	キャリアデザイン研修及び女性リーダー研修の受講を促した。（総務課）	キャリアデザイン研修及び女性リーダーの受講を促す。（総務課）
能力と適性に応じた市役所女性職員の管理、監督者への登用を進めます。	総務課	女性活躍推進法に基づく安芸高田市特定事業主行動計画により、平成31年度までに女性の管理職割合を10%以上とする目標を掲げており、引き続き、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進する取り組みを行う。【女性の管理職割合（平成30年度）：8.3%】（総務課）	女性活躍推進法に基づく安芸高田市特定事業主行動計画により、平成31年度までに女性の管理職割合を10%以上とする目標を掲げており、引き続き、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進する取り組みを行う。
次世代の働き手である子どもたちが、社会の多様性を理解し、自分らしさを発揮できる働き方等について考える機会を提供します。	人権多文化共生推進課 学校教育課	・市内すべての小中学校で社会見学や大学訪問などを実施。（学校教育課） ・県立広島大学講師による多文化共生授業を全中学校で実施。（人権多文化共生推進課）	・市内すべての小中学校で社会見学や大学訪問などを実施（学校教育課） ・多文化共生授業を平成30年度同様に取り組む。（人権多文化共生推進課） ・
職場体験学習など学校外の教育資源を活用したキャリア教育*を充実します。	学校教育課	・市内すべての中学校で第2学年の生徒を対象に職場体験学習を実施。 ・郷土理解学習の一環として、修学旅行の行程の中で地域特産品販売を実施。郷土の良さを発信し、地域の一員としての自覚を高める取組を実施。（学校教育課）	・市内すべての中学校で第2学年の生徒を対象に職場体験学習を実施。（学校教育課） ・郷土理解学習の一環として、修学旅行の行程の中で地域特産品販売を実施。郷土の良さを発信し、地域の一員としての自覚を高める取組を実施。（学校教育課）

(3) 基本目標3 一人ひとりが大切にされる地域づくり

①いきいきと活動できる環境づくり

内 容	担 当 課	平成30年度の取り組み状況	令和元年度の取り組み予定
高齢者の能力活用・生きがいがづくりの一環として、シルバー人材センターの運営を支援します。	健康長寿課	シルバー人材センターへの職員派遣を行うとともに補助金を交付し、シルバー人材センターの活動を支援した。	引き続き、職員派遣を行うとともに補助金を交付し、シルバー人材センターの活動を支援する。
生活・介護サポーター養成事業により、元気な高齢者を地域づくりの担い手として養成し、地域の「お互い様活動」に積極的参加を促します。	健康長寿課	32地域振興会のうち、16地域振興会と10単位振興会で生活支援員制度の取り組みを開始した。	引き続き、生活支援員制度の市内全域への普及拡大を進める。地域連携会議を開催し、地域課題の把握を進める。
老人クラブ活動を通じて、生きがいがづくりや健康づくりに取り組む活動を支援します。	健康長寿課	老人クラブが実施する健康づくり活動や友愛訪問活動に助成し、高齢者の生きがいがづくりや健康づくりを支援した。	引き続き、老人クラブ活動の支援を行い、高齢者の生きがいがづくりや健康づくりを支援する。
青少年育成市民会議において、希望に応じて自分の特技や知識を活かし、青少年の育成に関わりが持てる機会をつくります。	人権多文化共生推進課	吉田町支部において、子ども神楽団指導者が「神楽の楽しさを子どもたちに」というテーマで話す機会をもった。	吉田町支部において、少年野球チームの監督が「指導者として心掛けていること」というテーマで話す機会をもった。（次年度以降も継続予定）
自分づくり、地域づくりを目的に市民セミナーを開催します。	生涯学習課	11回実施	9回実施予定
地域づくりを担うボランティア、NPO、市民活動など多様な主体間の協働の支援や情報提供を行います。	地方創生推進課	地域振興会等のボランティア団体が行うまちづくり活動、ボランティア活動中の事故、賠償等を対象とした「まちづくりサポーター保険」を運用した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「まちづくりサポーター保険」を継続して運用する。</li> <li>・安芸高田市社会福祉協議会が実施する「ボランティアセンター活動」への支援を実施する。</li> </ul>
地域で活躍する人材の育成や住民主体の活動の支援を行います。	地方創生推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域振興会に対し地域振興活動交付金及び特色ある地域づくり事業助成金を交付した。</li> <li>・地域振興組織への支援事業として地域振興会における人口分析及び将来推計を行い、地域振興会に対し地域づくりの研修を開催した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域振興活動交付金及び特色ある地域づくり事業助成金については、継続して実施していく。</li> <li>・地域振興組織への支援事業については、地域振興会を対象として6町でワークショップを開催し、地域のことを考えていく取組を実施していく。</li> </ul>
広報紙に男女共同参画に関わる記事を掲載します。	人権多文化共生推進課	取り組みなし	安芸高田市男女共同参画推進事業補助金について周知する。

②多様な視点を活かした地域づくり

内 容	担 当 課	平成30年度の取り組み状況	令和元年度の取り組み予定
女性消防団員の入団を促すとともに、活躍できる環境をつくります。	危機管理課	女性消防団員を引き続き募集するため、女性分団を中心に募集活動を行いました。また、女性団員独自の訓練や研修に取り組みました。	保育所の防火餅つき等に参加するなど啓発活動を実施しながら女性消防団員を引き続き募集していきます。また、災害対応等に備え、救急救命講習を受講するなど、女性団員が活発に活動できるよう、訓練や研修に取り組みます。
災害時や自主防災活動における女性の役割や課題について理解を深めます。	危機管理課	自主防災組織による研修や訓練に、多くの女性に参加していただきました。	自主防災組織等に対し、女性が参加しやすい研修や訓練の実施と組織づくりを促進していきます。
誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、バリアフリー化の促進や、グループホーム整備など居住支援、関係機関や地域のネットワークづくりを行い、ともに支え合う地域づくりに取り組みます。	社会福祉課	自立支援協議会において、当事者や家族、関係機関等のネットワークづくりを行うとともに、障害者の高齢化や親亡き後も地域生活が継続できるよう、障害者地域生活支援システムの整備について、自立支援協議会で協議を重ねた。 また、居住支援の取り組みとして、障害者のグループホームの新設と既存事業所の定員増員を図った。	自立支援協議会において、当事者や家族、関係機関等のネットワークづくりを行う。あわせて、障害者の高齢化や親亡き後も地域生活が継続できるよう、障害者地域生活支援システムを開始し、運用について検証していく。
地域での各種団体の意思決定に関する女性の割合が高まるよう啓発します。	人権多文化共生推進課	取り組みなし	あきたかた男女共同参画だよりで関連テーマを掲載する。
行政の各種委員会や審議会の委員構成が男女同等となるよう促します。	人権多文化共生推進課	男女共同参画推進審議会や多文化共生推進会議など人権多文化共生推進課所管については、男女同等になるよう配慮しているが、その他の所管についてはできていない。	行政全般の各種委員会・審議会について、男女同等となるよう関係部署に促す。
男女共同参画だよりを企画・発行し、男女共同参画の地域づくりを啓発します。	人権多文化共生推進課	第3号を8月に、第4号を2月に発行し、平成29年度に引き続き、通知公報回覧により地域住民が閲覧する機会をつくった。また、幼稚園・保育所や小中学校の保護者に配布し、子育て世代への啓発に力を入れ、子どもたちへの教育も行き届くように努めた。	第5号を9月、第6号を3月に発行し、平成30年度同様、幼稚園・保育所や小中学校の保護者に配布し、子育て世代への啓発に力を入れ、子どもたちへの教育も行き届くように努めます。